

## 議第192号

### 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年12月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例

滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「傷病とする。」の右に「この項、」を加え、「第5条第1項および第2項」を「第5条第1項第4号および同条第2項」に改める。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の2第3項第3号中「除く」の右に「。第5項第2号において同じ」を加え、同条第5項第2号中「（第3項第3号の規則で定める処分を除く。）」を削る。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。